

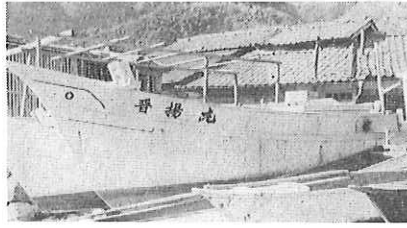
山宗一氏談話。

#### 第四節 近代化する漁業

沿岸漁業と 大正時代に入ると漁船（動力化）・漁具（綿糸網化）・漁法（毛釣り・母船式漁業・発動機船底引網漁業）の発達は著しく、漁場は灘から沖合へ、自県沖から他府県沖へ（出漁<sup>でりよう</sup>）、昭和時代に至っては遠く朝鮮近海や露領沿海州（遠洋）までも拡大された。このような状況下で、津居山の中心的漁業であった延縄漁業<sup>はえなわ</sup>は傍系的であった網漁業や一本釣り漁業にその地位を譲った。

延縄漁業で明治時代の主流をなした沖縄（カレイ・カニ・タラ）や虫縄（小鯛）は大正時代に発動機船による底引網漁業の発達に押されて衰退し、鯛縄・鯖縄・鮫縄が残った。網漁業は、明治時代からの手繰網（カニ・カレイ）・営灯網（アジ・サバ・イワシ）・流網（イワシ）・巾着網（イワシ）・鱈網・鯛網などはいずれも衰え、定置網漁業では壺網（カマス）・網戸網（イワシ）・大敷網（イワシ）・落網（スルメイカ）が行なわれたものの大きな漁獲をあげるほどのものではなかった。網漁業で最も発展し、漁獲高の増大をもたらしたのは、沖縄を駆逐した発動機船底引網漁業で、他に慣行漁業権のもとにイワシ地引網漁業が営まれた。

一本釣り漁業は、規模の大きい発動機船底引網漁業と対照的に、業態こそ零細であるが多数の沿岸漁民が従事する重要な漁業となった。一本釣り漁業は明治中・末期のころから行なわれているが、延縄漁業や網漁業の空き時間を利用してわずかの魚を釣る程度のもので、専業化するまでには至らなかった。これが大正時代に入っ



写202 一本釣り漁船

て、津居山漁民の創意工夫で、専業形態をとりうる漁業として一大発展するのである。

### サバ漁業

大正から昭和前期にかけては、沿岸漁業における第一の漁獲物はサバであった。春季、沖合に回遊してくるサバを一本釣りや延縄によって漁獲した。

サバ一本釣りは毛釣りともいい、津居山漁民の創始した画期的漁法で『兵庫県水産一般』（大正十三年）は但馬独特の漁業として特記している。毛釣りは大正初期、釣糸（麻）の先端を餌に見せかけて釣ることからヒントを得て、羽毛の擬似針を考案して成功したものである。従来のエビや虫餌を用いる一本釣りにくらべて、手間と経費が省けるので作業能率がよく、漁獲も多かったのが、津居山漁民の大部分がこれを専業とするようになった。この功績によって大正四年、考案者の豊岡仙蔵は県水産会及び港浦漁業組合から表彰された。以後、毛釣りは各地に広まって、豊岡仙蔵は日本海沿岸の各地（石川県から山口県まで）から招聘され、漁法の伝授指導を行なった。

漁期は一月から四、五月、漁船は一人乗りで「まるこ」を用いた。昼間は毛釣りで、矢引き間隔に五〇本から一〇〇本の擬似針をつるし、まき餌で魚群を集め、手釣りで行なった。初夏を迎えるころからはガス灯で魚群を集め、油イカを餌に一本釣りをした。サバ一本釣りは、発電機が導入されるまでは夜間に行なう重要な漁業であった。

毛釣りの他にはサバ縄がある。サバ縄は五月中旬から六月が盛漁期で、六月はサメが出没して延縄を荒らしたが、延縄業者は一年中の収入の大部分をこれによって稼いだという。塩イワシを餌に、水深三〇尋あたりに

縄をうつ中層延縄であった。一度に釣針二〇〇本をセットした鉢約四〇枚を使用した。餌に使用する大量のイワシ（八〇〇〇匹）は地元の大敷網から購入した。一鉢で二〇匹が平均的な成果であった。

### イワシ漁業

イワシは主に地引網と大敷網によって漁獲したが、漁獲量にむらはあるものの例年、かなりの水揚げがあった。

地引網を営む網組は気比にあり、かつては三人の胴元（宇上・正賀・戸林）のもとに三つの網組があり、網引順を「一番かわ」「二番かわ」「三番かわ」と決めて操業した。その後、三つの網組は合併し、すでに昭和初期には共同経営を行なっていた。当時は、漁業料三円を組合に納め、網組の専用漁業権として三月一日から六月三十日（春網）及び九月一日から十二月三十一日（秋網）の二期に分けて網を引き、イワシやアジを捕獲した。漁期になると、胴元は交替で天崎（気比）に、後には堂山（田結）の「ヨウミ」場（魚群を観察する場所）

「色見」から変化した語）に登り、魚群を発見すると網引きの開始を組の者に伝えた。網組の者は「かんこ船」二隻に分乗して沖に漕ぎ出し、ヨウミ場から胴元が発する腰蓑を用いた指図を受けて、中央に袋網を張り、袖網（片側約五〇間）を打ち終わると、浜へ戻り網を引いた。網組の主婦も網引きに出た。漁が終わると、鈴を鳴らして村人に開市を知らせ、漁獲物のイワシは「かんこ船」に移されて一船ごとにせりかけられ、仲買人に買いとられた。

なお、大正末期のころに気比の有志から地引網漁の休船期を利用したボラ網操業の申し出があり、地引網の網組は袖網のアラテを「五寸七節」の網目とすることで同意した。終戦後、ボラ網組はイワシ地引網漁にも進出し、当時は浜を東西に二分して操業したが、やがてボラ網組は解散し、地引網漁は元の網組だけで行なうよ

うになった。

大正の末には大敷網の定置漁業権が津居山の島城沖に設定されたが、操業開始の年次は明らかでない。戦前は毎年、富山県から十四、五人が来住して操業していたという。一方、昭和十三年に館谷安次郎（瀬戸）他一〇名が貸付料一〇〇円を支払って操業し、四一〇一円の漁獲高をあげたとする記録がある。当時、地元には大敷網操業の技術はなかったから、館谷は地元で受け入れの世話を行なったのであろう。

津居山の大敷網の操業は、昭和二十三年で終わっている。津居山湾岸一帯は、円山川の大量の淡水が流入するので、魚類の回遊を妨げ、定置網漁業には適さないという。

#### イカ漁業

大正時代に入って集魚灯にカーバイトが用いられるようになると、イカの漁獲量が急増し、イカ一本釣り漁業が発展した。沿岸一本釣り漁業が、サバ漁とイカ漁によって、ようやく生計可能な漁業として確立する。

古来、イカ漁は夏から秋にかけて一〇石船に三人が乗り組み、夜間に肥松を焚いてイカを寄せ、「ゴンガリ」を使用してイカの「掛け釣り」を行なってきた。「ゴンガリ」とは、一尋くらいの竹竿の先に「トンボ」とよぶ釣具をつけたものである。ゴンガリを使用したイカ漁は明治年間「二股」の釣具に変化し、大正初期からサバ一本釣りと並行して「まるこ」一人乗りのイカ股釣りの一本釣り漁業として発展した。冬から春はサバ・夏から秋はイカという風に、一本釣り全盛への道を歩んだのである。

ガス灯は昭和十七年ごろに蓄電池に変わり、降って二十六年ごろには二股の重りの部分に電気ツブセを用いる方法に改良された。さらに三十年ごろに至って、一本釣り漁船に発電機が導入されると光力の増強が行なわれ、

トンボを用いる擬似針釣りへと大きく変化した。

#### イルカ漁業

昭和十八年には、港村ではイルカが三万三五〇八貫・九万二九〇五円も水揚げされ、総漁獲量で六位金額で五位を占めている。イルカ漁は突棒とよぶ漁法で、日中戦争で徴用された発動機船に乗船した谷利郎が、徴用船仲間であった九州出身の漁夫から伝習して、持ち帰った漁法である。

但馬から丹後の沖合にかけては、二月中旬から四月にかけてイシイルカが、三月から十一月にかけてはマイルカが、灘から沖合まで群来したという。

イルカ突きは専業としては成りたらず、二十年代に姿を消した。

**機船底引** 大正四、五年ごろ、当地にはじめて誕生した発動機漁船は五隻であったが、これが同八年には二八隻に達した。これらの漁船は沿岸無動力漁船と漁場摩擦を招きながら、着実に漁獲量を増

大させていったが、はやくも十年ごろには但馬沖漁場を荒廃に追いこむほどに成長した。こうした漁場荒廃は全国的にみられたので、農商務省は十年九月には『機船底曳網漁業取締規則』を制定して、野放しに行われてきた同漁業の操業を規制した。沿岸部に操業禁止区域を設定し、操業を知事の許可制とした。降って昭和七年には操業期間（毎年九月一日から翌年五月末日）の規制、翌八年には漁船増加を抑制する目的で知事許可制を大臣許可制に改めた。しかし、なお漁場規模に比べて漁船隻数が過剰で、十二年には『機船底曳網漁業整理規則』を制定、漁船の整理を勧奨した。同計画は十三年から十七年に至る五ヶ年間に但馬全体で残存船六二隻・整理船四二隻とするもので、津居山は残存船十三隻・整理船一〇隻の割当てを受けた。時を同じくして十三年十二月には、日中戦争の軍需品輸送の目的で徴用漁船の募集が行なわれ、これが整理漁船の救済策となった。

津居山では十五隻（全但馬で三二隻）が応募したが、徴用は十六年秋には全船が解除された。

昭和十一年十月、港村の漁船二隻・天祐丸（四〇トン）と祇園丸（四〇トン）が沿海州沖合漁場に出漁した。両船は十一年二月四日の海難による遭難漁船の整理合同を図る他、主として露領沿海州沖合への出漁を目的として建造された優秀漁船で、組合は建造資金として一万七〇〇〇円の斡旋転貸しを行なった。この遠洋出漁は、酷漁濫獲によって荒廃著しい地元沖合漁場の再生を図るものでもあった。

沿海州漁場への出漁は、すでに昭和八年、香住の五隻の漁船によって始められ、カレイ類・タラ類の新しい海の宝庫として知られていた。初航海の成果は大きく、当海域への出漁は国際関係の悪化と漁獲成績の低下の始まる昭和十六年まで続けられた。当漁場への出漁は一府六県に六〇隻の許可枠があったが、五一隻の許可船のうち本県が二三隻を占めて最も多かった。

#### 漁船の発達

大正年間但馬でも漁船の動力化が進展し、機械動力による底引網漁業も誕生して、在来の漁業に大きな変革がもたらされた時代である。

郡内で最も進水の早い発動機漁船は大正四年三月、口佐津村沖浦に誕生した第一佐津丸（九トン、十二馬力）で、港村では津居山の初津生丸と第二山陰丸がともに一〇トン余・二五馬力で翌五年四月に進水している（『城崎郡発動機漁船組合員名簿』）。

これらの発動機漁船はいずれも手操網漁業に従事したが、最初は「ビーム打瀬」で船尾からV字状の木柱を突き出し、木柱の両端に網綱をつけて引く方法であったが、大正八年には現在の底引網漁法と同じ「打ちまわし」式となった。また、網揚げ作業も人力から動力を用いるウインチ駆動へ変わった。

このころから好景気によって発動機漁船は急速に増加したが、大正四、五年ごろは一隻の建造費が約三〇〇〇円であったが、大正八年ごろには物価も急騰して船体三六六〇円・機関（二〇馬力）二四〇〇円、計六〇六〇円とほぼ倍増している。このように機械化した漁船を建造維持し、運営するについては当然、多額の資金と諸種の技術・能力が要求された。建造資金は当初から外部資本に依存し、返済を年賦償還としていた。資本主は豊岡・出石方面の事業家が主であり、加藤美之助（豊岡）の名が知られている。また、未知の機械技術については木下鉄工所（明石市）の催す講習会などに学んだ。

発動機付底引網漁船は、当初、天然の良港に恵まれた津居山や柴山で多数を占めたが、香住でも次第に増加して、大正十一年には津居山に匹敵する隻数に達し、香住漁業発展の基礎を築いた。

小型発動機漁船は俗に“小馬力”と呼び、発動機漁船より数年遅れて誕生した。漁法は従来から行なわれてきた延縄漁を継続採用して、底引網漁業と一本釣り漁業の中間をいく漁船である。最初の漁船は大正十一年進水の幸洋丸（五トン弱、八馬力）で、建造費は船体一〇五〇円・機関一二〇〇円・その他の諸雑費を含めて計二五〇〇余円であった。

大小の発動機漁船が誕生する中で、“まるこ”一本釣り業者は共同で母船を持ち漁場を往復する間“まるこ”を積載したのであるが、団体行動に制約されて個人の技量が十分に発揮できないこと・手漕ぎの非能率的労働から解放されたいこと、などのために、機械力によって機動性のある漁船を持ちたいと念願していた。たまたま津居山に船舶機関に詳しい山崎清太郎があり、山崎の紹介・指導によって昭和七年、始めてモーター漁船（電気着火）が誕生した。

最初の船は龍王丸（長さ二一尺・幅四尺七寸。四馬力）で、津居山の小田造船所で進水した。当時、モーター漁船は香住港に二、三隻ある他は、但馬・丹後沿岸にもなかったもので、香住の船をモデルに建造された。程なく第二船が生まれ、次第に普及した。建造資金には、母船制を廃して母船を売却し、その配当金を当てた。

#### 母船式操業

サバ漁もイカ漁も一本釣り漁業は無動力の「まるこ」を使用して漁場を往復、漁撈を行なってきたが、やがて一隻の母船で一〇船前後を曳航した。しかし、大正十一年ごろには曳航から母船積載式に変わり、同じく一隻に一〇艘前後を積載した。母船には各自が水揚げの三割を歩金として納入した。震災後になると共同母船式となり、各自連合して母船を建造するか、底引網漁船の中古船（一〇トン余。二五馬力）を購入して、これを母船とした。

以上のように一本釣り漁業は最初、各自の独立した経営から母船制の共同経営となって発展したが、昭和七八年ごろから徐々に機動力をもつモーター漁船が導入され、再び独立経営に還った。モーター漁船による一本釣り漁業は、最初は一人乗りが次第に二人乗りに変わった。この傾向は、とくに戦後、船体が大型化し機関が高馬力化してから顕著になった。

#### 魚行商

大正から昭和前期、漁家経済の担い手として、その役割りの非常に大きかったものに魚小売りに従事した。とくに冬季は小型漁船は休漁したので、家計上も一層重要で、行商人の数は津居山を中心に港区全体では二〇〇人を越えていた。

行商の範囲は城崎及び豊岡とその周辺が中心で、城崎へは徒歩で、豊岡へは往復に発動機船（商い舟）を利



用した。晩セリで魚を仕入れ、深夜に出港する「商い舟」に乗船、豊岡町出町（小田井）で朝を迎えた。川水で洗顔、弁当の朝食をとり、それから各自の得意先へと向かった。てんびん棒で二〇〜三〇貫もの魚籠を担い、出町から京口・塩津へと行商、売れ残りがあれば投売りする者もあるが、さらに遠方、距離を延ばして江本から清冷寺を経て加陽まで足を運んだ。冬季、発動機船は潮引きでしばしば玄武洞止めとなる。また、帰りの船（十三時発）に遅れることもある。早足で歩いた。

春はイワシ・サバ、夏はイカ、秋はカレイ・ハタハタ・赤物、そして冬はカニ・カレイ・タラなど、値は船中で話題となったが、各自思い通りに決めた。イカ一ぱい八銭（仕入値）を十二銭（売り値）という具合であった。

行商人を運んだ船は、大正初年までは二丁櫓の屋形船であったが、同二、三年ごろに三門良三郎・大下豊三郎兩人によって、鮮魚積載・行商二〇人乗り程度の発動機船が建造され、豊岡往復に使用された。最盛期には四隻が就航した。この「商い舟」は二階建てで、下は畳敷きであり、大型は三〇人乗り・十八馬力であったが、陸上交通機関の発達や燃料事情で戦争末期に廃止された。

統制中の水揚げはすべて漁業会と今組合によって販売出荷されることになると、行商人は今組合の加工場で働き、あるいは採藻業（ワカメ・ノリ採り）に従事した。

終戦後の統制解除とともに行商は再開、「加工業者九軒、トラック・貨車を用いて水揚の八割を京阪神に出荷。行商人百余名は北但一円の消費者に送る」（『神戸新聞』昭和27・7・27）とある。年次不詳（昭和三十年ごろか）であるが、行商人数は総数一九四人（男一四・女一八〇）、うち津居山一三三人（男五・女一一八）

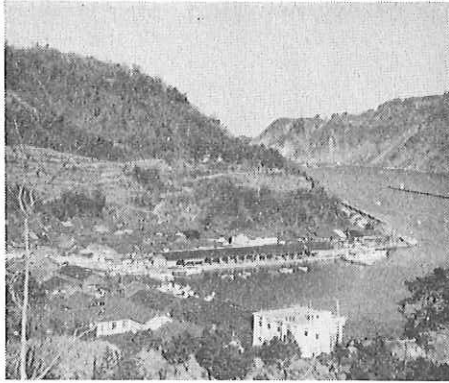
ともある（『津居山民俗資料』）。販路は自動車・汽車の利用によって鉄道沿線に拡張されたが、主たる行先は豊岡地区の八六名を筆頭に城崎六〇名・江原一八名・八鹿一二名、他に和田山・出石・久美浜・竹野など各数名であった。

現今、行商を行なうものは六〇名前後（昭和六十年）で、以前に比して著しく減少した。経済の高度成長の下で、漁家にもサラリーマン化が滲透し、当地の水産加工場や城崎温泉街・日和山観光（株）などに職を得た結果である。スーパーマーケットや冷蔵庫の普及もまた、行商減少の一因である。

港村では、明治・大正のおよそ六〇年間に、海難による犠牲者は五〇名を越えたという。中でも、昭和十一年二月四日の大惨事「節分の大荒れ」が知られている。

その年は稀にみる大雪で、海は荒れ続きで長く休漁を強いられていた。二日から四日まで晴が続き、午前二時ごろには底引網漁船は競って出漁した。やがて朝、南風は次第に強まり、天候は険悪化し、午後四時ごろ北西の暴風が吹きつゝのり、雪をまじえて夜に至るも止まなかった。午後六時すぎ帰港した船はわずか数隻、他は遅れてようやく帰港するものや他港に避難するものもあった。無事入港した船は津居山港で二四隻、伊根港に一隻だけで、七隻が遭難して三一名が死亡、うち四隻（長光丸・栄徳丸・一力丸・丹生丸）は難破して乗組員全員二五名は死亡した。全死亡者のうち、戸主は八名・長男が十三名・その他四名・他村からの被雇傭者六名で、津居山出身者は二三名に及んだ（『港村誌』）。

『港村漁業組合決議録綴』（昭和十年度）には、死亡二五件（津居山の他に、気比・瀬戸に各一名）・負傷三件・船体破損四件・小船転覆三件・遭難者救助による賞与四件などが記録され、組合から遭難救恤金八三六円



写203 戦時中の津居山港

五〇銭が支出されている。その前後の遭難救恤金の支出は、昭和九年度の一件五八円・同十一年度の六件三五円である。

**漁業組合** 明治三十五年の解散から二〇年、円山川河口の両岸に向かいあう港浦漁業組合（組合員二〇五名）の**変遷** 組合長前場仙蔵）と東港浦漁業組合（同四七名。同尾崎武次）は、積年の対立をこえて大

正十二年二月、合併して港村漁業組合を設立した。『東港浦漁業組合議事録』には「一村内二組合ノ必要ヲ認メズ。経済上甚ダ不利益デモアリ、官衙ノ御注意モアリ」とある。

昭和六年十月、農林省から漁業組合の新規約例が示され、本組合でも翌七年八月には規約改正を行なって、より実情に合致するものとし、組合事業に共同購買の斡旋と水産増殖が加えられた。

保証責任港村漁業 昭和八年、『漁業組合法』が改正され、漁村経協同組合の設立 済の発展を計る必要から漁業協同組合の組織を「無限責任」「有限責任」「保証責任」の三種とし、そのために必要な資金を組合員から出資させることになった。「保証責任」の組合にあっては、組合財産で債務完済が不能の場合は、組合員全員が、その出資額または経費負担の他に一定の金額（保障金額）を限度として、責任を負担する、とするものである。

昭和十二年一月二十日、組合総会が開催され、責任組織設定によ

る組合規約の変更が行なわれ、ここに保証責任港村漁業協同組合が発足した。設立認可は同年三月一日、組合員一三名（正員外二九名を含む）・出資総額四万円（一〇一〇円・四〇〇〇円）・保障金額は出資一口につき金二〇円とした。この組織変更にともない、津居山地区が経営してきた株式会社津居山魚市場の敷地・建物・備品などの一切が新組合に譲渡され、画期的な漁業協同組合による共同販売事業が実施されることになった。業務開始は同年五月一日で、組合共販の実施により、従来の組合経費分賦収入方法は販売手数料方式に改められた。事業内容は、以下の八大事業に集約し、拡大を図る一方で規制も強めた。

① 蕃殖保護及び増殖施設 専用漁業権漁場の管理、あわび・さざえ・はまぐり・わかめ・のりなどの増殖事業の実施

② 船溜・船揚場及び漁礁の設置

③ 販売施設 組合員の生産する鮮魚介藻類・煮干鱈・塩干魚・魚肥・乾海苔などの共同販売。鯖の塩蔵、鰯・沖鱈の塩乾と販売

④ 購売施設 組合員への氷・燃料油・餌料・船具・網地・その他の漁具資材の供給及び製氷

⑤ 利用施設 船網納屋・網染場・漁船修理場・水産物製造加工場・冷凍冷蔵庫・運搬自動車・給水設備の設置

⑥ 資金の貸付 漁業発達に必要な資金を年利八分以内で貸付けること

⑦ 遭難防止及び遭難救恤施設

⑧ 貯金の斡旋 組合員名義の郵便貯金を組合で斡旋し、通帳は組合で保管する。

前記の貯金は、漁船の新造と修繕・漁具の新調・住宅の新築と修繕などに支出できる。

昭和十三年には、本組合の発動機船十五隻が軍需品輸送の目的で陸軍の徴用船に応募し、中国へ渡航した。また、応召漁家銃後対策として、国や県の補助を得て、漁場への小船曳航用に共同引船一隻（十三トン。二五馬力。三九〇〇円）と家計補助の目的で製縄機七台が購入された。さらに翌十四年には、応召軍人軍属遺家族の労力不足を補う目的で漁船巻揚装置が地区内一〇ヶ所に設置され、さらに燃油助成金が交付された。

十四年十月には「水産物公定価格」が制定されて、始めて魚類に対して価格統制が実施されたが、「生鮮食料品の卸売及び価格の統制」（商工省。十五年）、「価格統制令に依り食用塩干魚類公定価格の設定・七七品目」（商工省。十五年）、「食用鮮魚介類公定価格改正」（農林省。十六年）など、水産物の価格統制がその後相次いだ。本組合も昭和十六年五月には、農林省指定の水産物陸揚地となり、鮮魚介配給統制規則にもとづいて集出荷を行ない、事業遂行役職員十八名を配置した。十七年の地区別配給量をみると、京阪神地区は一九・五万貫、県内は一七・五万貫、地元加工場は二〇・三万貫、その他は七万余貫となっている。

また、十七年には石油消費の節減と労力不足緩和を図る目的で漁法転換が奨励され、県費補助を受けて、各種の漁具―手繰網（二統）・イカ一本釣り漁具（二四〇具）・電気集魚灯（八〇灯）・木炭ガス発生装置（一隻分）・漁船帆走設備（三四隻分）―が新調・整備された。

#### 港村漁業会

十八年三月十一日、『水産業団体法』が制定され、漁業組合は国策に順応して整備発達を図るこ  
とになった。十九年三月一日、県から解散が発令され、同十三日には漁業会設立委員任命書が  
本組合から委員七名に伝達された。四月十七日、漁業会設立総会が召集された。

漁業会の行なった事業の一つは、貯蓄増強である。他の一つは漁獲増強で、十九年八月には県の指示のもとに漁業増産報国手帳を発行し、個々の漁業者の競争意識を昂揚して増産を図っている。また同年十二月には大衆魚増産供出奨励として、サブ一貫当たり四〇銭の助成を行なった。その他、供出報奨米や漁業用特配酒の配給・模範漁業者の県知事表彰（底引網漁業者五人・一本釣り五人・延縄二人）なども行なって、漁獲増強を奨励した。

二十四年四月に『水産業協同組合法』が施行されると、同月十四日には戦後の新時代にふさわしい津居山港漁業協同組合の結成へ向けて動き始めた。

#### 中郷の鮭漁

大正時代に至って、鮭鱒堰罩せきとらをめぐる一大変革が訪れた。数百年間にわたって、三ヶ罩が個々に行なってきた鮭鱒堰罩（免許件数四件）を合併し、一ヶ所を残して他は休業とし、組合を發足させて、この営業を行なうというものであった。この合併は、減少を続ける鮭魚の保護繁殖を目的としたもので、組合員は二七名（大磯十八名・中郷六名・日置三名）、三ヶ罩に権利をもつ全員で構成し、その持分を二七口とした。とりあえず、組合漁業の存続期間を大正元年から六年までの五ヶ年間とし、満期に至れば存続の是非を問い、もし効果が少なければ解散して、一切を現状に復することとした。

漁場は鮭魚の保護繁殖と捕獲にもっとも好条件を備えた中郷に設置され、免許番号第二二六号によって営業された。営業開始とともに大磯村に免許されていた特別漁業の鮭地引網漁業と他の鮭鱒堰罩は休業に入り、それらの漁具の全てが組合の管理下に置かれた。

合併後の漁獲高は合併前のほぼ三分の一に減少し、その一年間の平均的漁獲高は約二六〇尾・三〇〇円余に

すぎない。諸経費を差し引いた純利益はさらに少なく年間約六五円、これを組合員一人当たり直せば、わずか二円四〇銭余である。その営業不振は決定的であった(表140)。

結局、鮭鱒堰罩の営業は再び三ヶ罩が個々に経営することになった。一方、鮭魚の保護繁殖は「人工魚苗の育成放流によるのが望ましい」と結論された。

大正十年十一月十三日、初の三ヶ罩総会が開催され、鮭兎人工孵化事業の実施について協議、①鮭兎人工孵化場を城崎郡清滝村十戸に設置、②鮭兎の孵化総数は一〇方粒とし、その採粒は三ヶ罩で行なう、③場長一・孵化担当員若干名を選出する、④鮭兎人工孵化に要する経費を五五〇円と見込み、県費補助一三〇円の他、大磯二七〇円・中郷九九円・日置五一円の割で負担する、ことを決定した。

同年十一月十九日から孵化場の建設が開始され、明治十四年に大磯の開成社によって創業され同二十七年廃業した鮭魚孵化放流事業が復活したのである。

十戸の清水利用による鮭兎孵化放流事業の最初は大正十二年十一月で、アトキンス式孵化槽二基を十戸村字梅ヶ坪の清水の川に設置して行なった(『日高町史』)というが、すでに大正十年秋、採卵・孵化を行ない翌十一年二月六日に稲葉川に放流した、とする記録がある(『中郷文書』)。

表140 中郷の鮭鱒漁獲高と収支結果

年別	分類 漁獲数 (本)	漁獲高 (円)	経 費 (円)	差引益金 (円)
明治40年	300	330	170	160
〃 41〃	250	275	155	120
〃 42〃	310	310	180	130
〃 43〃	150	195	130	65
〃 44〃	290	319	160	159
大正1年	241	289	220	69
〃 2〃	350	420	270	150
〃 3〃	300	330	318	12
〃 4〃	270	324	260	64
〃 5〃	130	182	150	32
計	前1,300 後1,291	1,429 1,545	795 1,218	634 327

注 1. 前期(明治44年まで)は中郷単独  
2. 後期は大磯・日置分を合算

昭和に至って、鮭児孵化放流事業は本格的となった。昭和四年四月には、県営清滝鮭鱒孵化場が十戸村字梅ヶ坪に開設され、三ヶ罫による孵化放流事業は鮭卵を同孵化場に送り、育養された鮭児の配布を受けて、これを放流する形に変わった。九年四月には同孵化場が拡張され、円山川の他、竹野川や矢田川の各漁業組合で採粒した鮭卵の孵化育成も行なわれた。

昭和十三年竣工の円山川河川改修工事は蛇行部を直線化し、あるいは堤防を増築し、支流への氾濫水逆流を防ぐ樋門建設を行なうなどの大事業で当然、鮭魚への影響は避けられないと思われやすいが、意外にも登り鮭の減少は生野鉾山の廃水「カネクス」のせいだといわれている。

三菱金属鉾山の経営する生野鉾山は明治末期、太盛坑と五番坑道の開発により毎分三・三立方メートルの鉾毒水を円山川に排水した。以後、上流部でサケの他、アユ・ウナギ・ヒラベ・フナなど、すべての魚が姿を消した（『円山川』）。また、明治前期には、「佐囊村字神子畑に鉾山開け、また羽淵、八代の両村に石灰山開け、鉾質・石灰等、本川に流れ入るため、近來、鮎・鮭等の遡りくること、甚だ減ぜり（物部村調査）」（『兵庫県漁業慣行録』）ともある。鮭魚の遡上・繁殖に致命的な影響を与えてきたのは、「カネクス」であった。

大正十三年二月には定置漁業権存続期間の変更申請が行なわれ、中郷の免許一・二二六号（九蔵田）及び二二七号（中田）の両鮭鱒罫は同年四月に許可されたが、罫罫は一ヶ年いずれか一ヶ所となった。更新期間は大正十三年五月三十一日から同三十三年五月三十日までの二〇年間で、漁期は鮭は十月一日から十二月三十一日、鱒は二月一日から五月十日であった。

昭和四年九月二十日、朝来・養父・城崎三郡の円山川水系沿岸漁民が結集、「円山川漁業組合」が設立され、



①組合員漁獲物の共同販売、②アユ・その他の魚類の人工孵化放流、③有用水族の移植、などを事業とした。五年には、専用漁業権免許（昭和六年五月十八日から二十三年八月三十一日）を取得し、各種の漁業を管理することになったが、すでに免許を受けている定置漁業権の妨害をしないことが営業条件で、中郷免許の鮭鱒堰罩の経営は埒外に置かれた。また、同漁業権の取得時から漁業組合員以外の者が専用漁場区域内に入漁できる釣入漁業が開始された。入漁料は一日三〇銭・一〇日一円・一ヶ月二円で、組合では相当数の監視員（定員六〇名）を配置して不法入漁者の取締まりを行なった。

円山川漁業組合とは別に営業された中郷の鮭鱒定置漁業は鮭の漁獲高が好転せず、昭和十七年度は二二〇貫・七二〇円、十八年度は二〇〇貫・六六〇円に留まり、漁獲高の首位はすでにアユにゆずっていた。また、大磯の鮭罩は河川改修の完了後、三ヶ年にわたって操業したが、水勢が強く、捕獲数も年間約五〇尾にすぎず、十六年ごろには廃業するに至った。ここに、数百年にわたって行使されてきた鮭鱒堰罩の漁業権は二十年四月一日、円山川漁業会（旧漁業組合）へ譲渡され、私的漁業権は完全に公的漁業権と化したのである。

## 第五節 農業の発展と前近代的農村構造

豊岡地方の  
大土地所有

但馬地方は加古川流域の播磨地方とともに、兵庫県下において大地主の発生・成長をみた大土地所有地域とされている。元禄・享保以降、江戸時代の中期から後期にかけて、円山川の本流支流一

帯の地域では広汎に地主制が発生し、大規模な土地集積が着々と進行した。大地主を頂点とするピラミッド型

表141 豊岡市域の大地主一覽

氏名	所在町村	明治31年ごろ 所有地地価 1万円以上 (1898年)	大正7年現在 所有地地価 1万円以上 (1918年)	大正13年現在 所有田畑面積 50町歩以上 (1924年)	農地改革前 所有田畑面積 20町歩以上 (1946年)
平尾源太夫	神美村 森尾	② 47,661円	① 60,000円	① 161.2町	① 107.9町
平尾学治郎	神美村 三宅	⑨ 10,438円	⑨ 12,690円	—	⑩ 36.2町
赤本甚太夫 (一雄)	中筋村 引野	⑪ 22,418円	⑦ 32,000円	⑤ 86.7町	② 78.7町
佐川義右衛門 (恒太郎)	豊岡町 京口	③ 41,370円	④ 43,000円	③ 119.9町	⑥ 61.4町
瀧田清兵衛	豊岡町 中	⑥ 27,799円	⑥ 35,631円	⑩ 62.9町	—
西垣勲次郎	豊岡町 青田	⑤ 28,523円	⑫ 11,997円	—	⑬ 27.3町
原庄七	豊岡町 生田西	⑮ 12,309円	—	—	—
石田長太郎	豊岡町 東本	—	—	—	⑰ 27.4町
後藤平右衛門 (管雄)	港村 瀬戸	⑬ 11,029円	⑭ 13,843円	—	—

○印内全但順位

の農村共同体の構造は、幕末維新期までに、その基盤を確立していた。

豊岡盆地の農業人口は明治初年には全人口の約七割台を占め、全農家戸数の約六割台は小作農家で、小作地率、即ち地主的土地所有のもとにおかれた小作地の割合は、ほとんど六割に達し、非常に高率を示していた。そして明治以降の小作料の率は収穫の約六割前後の高率で、大正期の米騒動の時期においても五割台、昭和初年の小作契約制定期を迎えても四割台の現物米納小作料が維持されていた。

農業生産における米麦作の比重は明治二十年代には八〇パーセントを超え、農産物の米麦中心主義の体制が整ってきた。生産額も日露戦争を境にして反

当収量の増加が顕著となった。但馬地方の農民の一般的生活水準は低く、米に対する麦・雑穀・いも・蔬菜・草根類の割合が高く、常食として雑炊を食べていたが、馬鈴薯や甘藷の生産は日露戦争を境に急速に増加をみせ、食生活内容に大きく登場してくる。



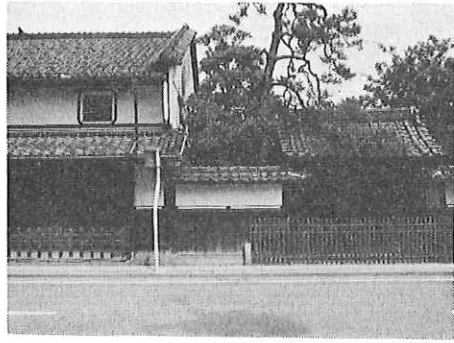
写204 赤木邸(引野)

但馬地方の大地主はスケールが大きく、広い視野をもち、治山・治水・農業振興・教育教化などの農村事業改善強化全般のほか、近代的産業への投資・金融銀行業への進出・鉄道の誘致、その他、産業・経済・教育・文化・政治・社会の全面にわたって指導的立場に立った。そして米騒動や小作争議など農村問題の新局面が訪れ、農村不況や社会不安に見舞われても、無事にこれに乗切ることができた。

但馬最大の大地主・平尾源太夫家(森尾)は、大正十三年の「五〇町歩地主調査」によれば所有田畑合計一六一町二反・自作地面積二町五反、耕地の主たる所在町村数は出石郡内五ヶ町村で、小作人は五四八戸を数えた。小作地経営方法は①直支配(地主―小作人)、②管理支配(地主―支配人―小作人)、③請切支配(地主―

請切支配人―請負小作人)の三種類があり、各集落に置かれた管理支配人の数は昭和二十年の農地改革直前には五八人で、小作米合計九九八石を徴取管理し、支配人手数料として二九石余が支給された。

赤木甚太夫家(引野)は江戸時代中期、文化文政期以降に地主的土地集積を行ない成長をとげたが、大正十三年の「五〇町歩地主調査」によれば所有田畑合計八六町七反・自作地面積一〇町、耕地の主たる所在町村数は城崎郡五・出石郡二・養父郡一で、小作人数は一八三戸を数えた。自作地一〇町歩の地主手作経営の方法は番頭一・作男六・牛飼二・女中四の合計十五名ぐらいを住込ませて、常備として農作に従事させた。小作地経営方法は、各町村に合計一〇人ほどの管理人を置き、米倉も引



写205 佐川邸（京口）

野の自宅のほか、中郷・土淵・上郷・土居・出石町内の合計五ヶ所に設けていた。農地改革直前の昭和二十年における所有田畑の合計七八町七反という数字は、全但の大地主の中で平尾源太夫家に次ぐ第二位の地位を占めている。

佐川義右衛門家（豊岡町京口）は、幕末期に豊岡藩から五町名主や札場元方役に任命され、但馬最大の町方地主として成長した。大正十三年の「五〇町歩地主調査」によれば所有田畑合計一一九町九反、耕地の主たる所在町村数は城崎郡一〇・出石郡二・養父郡二・京都府熊野郡二に及び、小作人は四二八戸を数えた。他に明治二十九年の数字では貸家六九軒を有していたとされる。経営方法として二名の番頭を置き、一名は

農地山林・一名は貸家宅地の管理を掌り、番頭の補佐役一名を置いたが、地主―番頭―支配人―小作人の管理支配組織で、昭和二十年の農地改革直前には各集落ごとに置かれた支配人の数は二六人を数え、四〇三戸の小作人から五五九石の小作料米を徴収管理した。

瀧田清兵衛家（豊岡町中）は港村から豊岡へ移り回船業で台頭し、魚類販売・金融・土地家屋などの事業経営により明治以降大規模に土地を集積した町方地主の代表である。大正十三年の「五〇町歩地主調査」によれば所有田畑合計六二町九反、耕地の主たる所在町村数は城崎郡九・出石郡二・養父郡三を数え、小作人数は二三八戸に及んでいるが、所有農地中自作の土地は皆無で、佐川家と同様に自営の地主手作りは一切行なわれて

いない。大正十四年の北但大雲災により所有家屋は甚大の被害を蒙った。

親方子方制度と 但馬地方から鳥取・島根両県へかけての山陰地方では、東北地方と並んで「親方子方制度」前近代的な村法が比較的強く残っていたとされている。この制度は、歪をかわした世襲の親方たる地主に対し無償労働を提供する子方たる小作人の緊密な賦役貢納関係が結合した濃厚な擬制的親子関係の身分制度で、

明治以降の近代資本主義の発展期に至っても日本の農村には、なおかつこの制度が根強く残存し、わが国の小作制度の封建性を強く特徴づけていた。

『神美村誌』によれば、この地方において、一集落平均五〇戸の家数の中で、平均して親方が五戸存在し、この親方の規模は大まかにみて、一戸は子方数二〇戸以上・一戸は数戸から一〇数戸・三戸は二、三戸程度の子方をもっていた。そして幕末明治期以降の農村部の農民は、全面的にこの親方子方制度の網の目の中に捕えられていた。最大の親方の平尾源太夫家は、農地改革時で自集落の森尾居住の子方二六戸・他集落の子方十二戸、合計三八戸の子方を有していた。

このように豊岡地方に広く存在した親方子方制度のなかで、異色があり注目すべきものに佐川本家の例がある。大正十三年に制定された『恒祐会会則』によれば、この会は「佐川家ヲ中心トシ會員相互ノ親睦ト永年ノ利益向上発達増進ヲ計ル」目的で設立されたが、会長は佐川家代々の当主を推戴し、会員は子方や佐川家の親戚分家など三三名、基本財産は佐川本家が寄付した帝国電灯株式会社四〇株（二〇〇〇円）、会員死亡時の香奠一〇円・時に応じ積立金の分配配当（第一回は一人当たり一六五円）、その他諸般の優遇策がとられている。

佐川家の子方の構成は、佐川家に明治以前から出入りしていた商人や職人が四割・佐川家が設立した宝正銀

行の行員が三割・八代目当主佐川恒太郎が豊岡町長時代に役場吏員として恩顧を受けた者や奉公人が二割・貸借関係で結ばれた者が一割という状況であったが、これは農業社会のわくを拡大して近代的社会制度の中から生まれた都市的起源の親方子方の発生例を示している。これらの親方子方の制度は、農地改革の実施による農村民主化の進展とともに急速、かつ全面的に解体過程に入ってしまった。

明治以降、近代国家として成長するわが国において、農村地帯には江戸時代の旧村が大字集落として残存し、封建的な村法が依然として強く村民生活を規制し、共同体的な結合を持続させていた。豊岡地方における明治以降の『村法』の代表例は、『神美村誌』において非常に詳細に資料的に紹介されている。神美地区における主要な村法資料を成立順に並べてみると次のとおりである。

- 明治七年 三宅村、確定書（二七項目）
- 明治十三年 森尾村、村規定（二四箇条）
- 明治十五年 森尾村、清峰講規約（七項目）
- 明治二十六年 神美村、里長立会人設置規約（三一箇条）
- 明治三十五年 森尾村、国恩会規約（十八箇条）
- 大正十一年 神美村、申合条項（十三項目）
- 昭和十五年 神美村、申合条項（十四項目）
- 昭和二十一年 神美村、申合条項（一〇項目）

明治初年制定の森尾村の村法は、冒頭に「朝廷より被仰出たる御布達の趣堅く遵守し朝政の可否得失猥りに

評論為すべからず」としながらも、内容的には近代国家の法秩序と矛盾する多くの規定を含んでいた。

「清峰講」は、全村的な十五歳から二五歳までの青年男子の強制加入集団であって、森尾村議会によって設置され、取締機関として村の制裁権を委任された組織であり、盗人・博奕・勝負事の取締裁判規定などは「本質的には近世法と多く異ならず」極めて具体性を有し、自治警察の役割を果たしたが、「国恩会」発足後はこれと一体をなした活動を行ない、第二次世界大戦中に警防団に転化するまで存続した。

右のような旧村単位の村法は、町村制施行後に定められた全町村的な申合規約・儉約規定などと表裏をなし、村民生活を非常に具体的に規制したり、村全体の実践目標を掲げて努力する方法をとり、村民生活を強く規制した。それは江戸時代に農村生活全般を規制した村法「御仕置五人組帳」の近代版であったといえる。

第一次世界大戦後の大正十一年に制定された『神美村申合条項』では項目形式が整理され、時間励行・部落内休日・税金等納期遵守・結婚年賀祝宴の制限・葬式仏事などの制限・兵士入退営行事制限・諸神札勸進合力などの取締・村民娯楽の制限・道路河川の取締・土地売却制限・雑件などの大項目に分け、それぞれに細目が定められているが、昭和十五年になると敬神崇祖・国体尊崇の観念を養うこと、出産に関する制限の項目が付加され、昭和二十年の敗戦に至るまで厳格に励行された。このように農村地帯には、旧村落の近世的秩序に中央集権的国家統制が加重されつつ、極めて強力な「むらの団結」の体制が存続したのである。

**小作争議の発生** 第一次世界大戦中の大正七年八月に生じた米騒動以降、いわゆる大正デモクラシーと物価高と耕地管理組合 の中で全国の農村で小作争議が続発した。但馬地方でも大正六年四月に米穀検査制度（明治

四十一年一月には兵庫県令で『米穀検査規則』が制定されたが、但馬地方は産米の質が不良で移出量が少ない

表142 奈佐村の耕地管理組合

組合名	設立年月日	組合員			管理耕地面積	反当小作料 (二毛作田)	昭和十年度 小作料総額	小作料 改訂ニヨル 減額歩合	小作 期間	付帯事業			
		総数	地主	自作									
奈佐村辻 土地管理組合	昭5.12.17	57	9	14	田 15町71 畑 4町03 宅 300坪	上田	田 1石50 — —	田 1石00 畑 0石13 宅 坪4合	田 0石70 — —	田 218石65 畑 5石42 宅 1石20	2石30	5年	備凶積立 多取積立 品評会
奈佐村奥岩井 耕地管理組合	昭9.3.7	33	4	5	田 11町52	中田	1石35	1石10	0石80	114石75	1石70	3年	—
						下田							

として適用除外されていた)の但馬への適用が引き金となって、朝来・養父両郡では頻発したが、城崎・出石両郡では比較的平穏であった。

その中で五荘村栃江では大正八年十月二十日に、集落内の地主九人对小作者二一人の間で小作契約を締結したが、このとき「五荘村助役北村氏調停の労を取り、双方五ヶ年の契約書を作り」従来の小作料の八〇セントないし八三セントに減額している(『五荘村史』)。五荘村助役が調停に入らねばならなかったほどの争議行為があったことがうかがえる。

争議の激化に対応して大正九年十一月には政府内に小作制度調査委員会が設けられ、翌十年には全国小作價



行調査も行なわれた。大正十三年には『小作調停法』が定められ、大正十五年五月には農林省令で『自作農維持補助規則』が定められ、自作農民の耕地買入れに対して低利資金が融資されることになった。昭和初期の恐慌期を通じて、これらの制度は強化され、一方、満州事変・日中戦争の激化の中で小作争議は抑制されていく。地主・小作間の融和をはかり、耕地の安定的な供給を得る目的で奈佐村辻及び奥岩井では、県下の例にならい耕地管理組合が昭和五年十二月（辻）および同九年三月（奥岩井）に設けられた。岡谷藤右衛門（辻）・今井金左衛門（岩井）を筆頭とする大地主層率先によって成立したものである。組合長には地主、役員には自作・小作者から若干名が選ばれて、辻で約二〇町歩・奥岩井で十一町五反の耕地について年貢高の取り決め収納に当たった。後述する経済更生運動展開の時期にはモデル組合となり、戦後の農地解放時まで存続した『兵庫県農地改革史』、谷田浜一・多田源太郎両氏談話（表142）。

**耕地整理事業の進展**

明治三十二年に『耕地整理法』が公布されるが、北但地方で、この法律にもとづいて行なわれ

これらは、そこに耕地経営を行なう平尾家（神美村森尾）・赤木家（中筋村引野）・佐川家（豊岡町京口）を

表143 早い時期の耕地整理

組合名	対象面積	工事期間	備考
小坂村耕地整理組合	二〇八町九反	不詳〜大正三年	出石川以西地域
出石・神美・小坂々	一三七町六反	明治四十三年〜大正三年	宮内・水上など
伊豆	四八町七反	大正五年〜同十一年	伊豆

始めとする在地地主によって進められた。

当時の耕地整理は、設計・管理・開墾について、わずかの国庫補助金が支給されたほかは、



写206・207 千歯と改良足踏脱穀機による脱穀



写208 昭和初期の田植風景  
(江本地区)

多くの投資効果が期待できたのも大地主層であった。

ところが、大正七年に世界大戦終結後の不況及びデモクラシー思想の普及によって小作層の発言権が強くなり、北但地方では大きな小作争議は見られなかったが、小作料の減免交渉が各地で起こり、

小作料は減免されていった。その結果、全国的な現象であるが、地主層の耕地経営は、次第に魅力のないものとなっていた。

大正七年には七月十二日と九月十四日、二回も台風による風水被害が発生、特に九月の被害は甚大で、城崎郡内の被害田は三五一三町に及んだ。この直後、兵庫県は豊岡に「兵庫県耕地課豊岡駐在所」を設け、二〇余人の技術員・事務員を置いて、北但地方の耕地整理の基本として、測量・設計・調査に当たった。

ほとんど自己資金  
によってまかなわ  
なければならな  
った。そして、そ  
の資金を支出し得  
るのも、また耕地  
整理の結果、米の  
増収によってより

第五章 戦前・戦中の産業

表144 大正・昭和(戦前)期の耕地整理事業

名 称	区 域	地区面積 (耕作面積) 町・反・畝	設立および 工事期間	事業内容	標準区画 または 筆 数	事業費総額	工事中の 組 合 長
港村 耕地整理組合	門山川以西	4.2.8	大8.12 ～9.9	荒地復旧			
五荘村 〃		43.58	大8.11 ～9.8	〃			
港村畑上 〃		10.71	大8.11 ～15.3	〃			
豊岡町・八条村 〃		19.52	大10.7 ～昭2.8	区画整理	30間×10間		
豊岡町 〃		91.58	大10.7 ～昭3.8	〃	〃	14万0800円余	由利町長 伊地智町長
五荘・田鶴野・ 三江 〃		314.7	大13.4 ～昭8.9	〃	〃	32万7800円	伊原初太郎 大江仁兵衛
新田村 〃		316.7	昭4.3 ～9.8	新田堰と六方川全部 改修	〃	19万7600円	細田市右衛門 根岸五郎
中筋村(伏・八 社宮) 〃		18.5	大15.4 ～昭3.9		256筆		
新田村立野 〃		7.5	昭2.8 ～9.3	区画整理	239〃		
田鶴野村上 〃		26.8	大13.7～	〃	358〃		
田鶴野村野上 〃		1) 41.00 2) 3.65	大13.8 ～昭2.8 昭6.1 ～7.7	〃	593〃		
港村気比 〃		18.18	昭6.12 ～8.11	〃			
神美村三宅 〃		31.66	昭5.12 ～8.8	開畑、区画整理			
神美村鉢山 〃		倉見、上・下 鉢山、長谷 安良、伊豆 駄坂	119.8	昭7.1 ～11.5	区画整理		
神美村森尾 〃		森尾、立石	12.0	昭12.12 ～13.5	〃		
港村小島 〃			5.26	昭8.10 ～10.3			

耕地整理の名において各地でも耕地復旧が進められ、港村・五荘村では耕地整理組合がつくられて、港村で四町二反、五荘村で四三町六反の耕地復旧が行なわれた。しかし、本格的な耕地整理が行なわれるようになるのは、円山川改修に触発されてのことであり、河川改修への用地提供や水路変更などの必要性から生じたものが大部分であった。

大正九年からは円山川下流の大改修が行なわれることになり、その沿岸耕地の整理施行の必要が生じた。兵庫県耕地課豊岡駐在所は、大正十一年四月以降は兵庫県耕地課豊岡出張所と改め、技術員を増員し、基本調査に当たった。

昭和十九年までに行なわれた市内の耕地整理の重要なものは、△表144▽のとおりである。

このうち、豊岡町・八条村耕地整理組合による十九町五反の整理は、西垣勘次郎（豊岡町宵田）や沖野源太郎（八条村大磯）ら地主層によって行なわれたものであるが、この場合は耕地の一部を市街化する目的があり、大正十五年には旭通が生まれている。

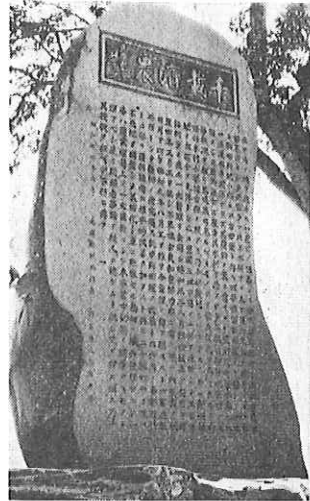
また、豊岡町耕地整理組合による九一町五反の区画整理も、当時の由利三左衛門町長・伊地智三郎右衛門助役の大豊岡構想による市街化整備として行なわれた（既述）。『豊岡町地区整理誌』によれば「由利氏は数年前より、単に目前住宅地の不足を満たすに止まらず、西北の田野を将来山陰の一大都市を成すに足るべき市区となり、所謂大豊岡建設の基礎を確立せんと欲する志あり」「曾て名古屋市が熱田町を合併するに当り耕地整理法に依り市区を改正せる例に倣ふに若かず」として、浜る兵庫県知事を説き伏せて組合設立の認可を得たという。

ここでも、大正十三年十二月の換地の査定は「甲是乙非、異議百出し、殆ど其底止する所を知らず」と困難

を極め、「改選後の組合会に於て既成の案を否認し……調査員八名を選定し、非常の手数と夥多の時日を費したるも、結局既成の案と大同にして小異なる査定案を作成し、昭和五年五月六日可決確定」した。「異論百出せる理由は、整理後、将来、市街地と成るべき見込みある土地と、依然耕地に終始すべき見込みの土地に対する各持主の評価意見一ならず、或は市街地となるべき土地は従来地価の騰貴を予想し、其査定価格を大に引上げべしと為……不確定なる予想を以て価格を引上げるが如きは妄も甚だしと為し、両々対峙相譲ら」なかつたため、とも述べられている。

五荘・田鶴野・三江耕地整理組合による耕地整理は、豊岡町以北、円山川以西、福田・森津地内に到る広範囲のものであった。この経緯は、上陰の嘉麻神社登り口に建てられている記念碑の碑文に詳しいが、「整理の議」が生まれたのは、豊岡町域の耕地整理事業の結果、その流末に当たる地帯が悪水と化したことで前川の大改修が必要となり、一方奈佐川・大浜川が改修されないと円山川改修の成果が上がらないとして、二五町余の用地提供を願ひ出て二河川が改修されることとなったが、その用地費用を共同負担する必要があったことなどが大きな理由にあげられている。この成果としては下陰のフケ・八崎など約六町の沼地や福田の字玉石などが美田と化した。新田村耕地整理組合による事業は、「大正二年頃より（神美村鉢山部落などから）勧誘されたれ共、負担力の乏しきと『果して此の禍を免れ得べきや』の疑念の為……纏らず……」、しかし、円山川の改修が確定し、新田村内の中谷・塩津の二小学校の統合・新田井堰の改修などの必要に迫られ、これらの実行方法として、当時の村長細田市右衛門を組合長とし、副会長に根岸五郎を任じて耕地整理組合を結成して事業を進めた。

新田小学校地鎮祭は、昭和二年四月十日に行なわれたが、この校地約四町（約四<sup>ヘクタール</sup>）は、耕地整理の余歩の中



写209 「千載済農」碑(新田小学校)  
昭和9年完工の新田耕地  
整理は300余町に及んだ

たる米価は昭和七年以降石十五円を割込み蚕繭が貫二円六、七〇銭を彷徨し……昭和九年九月二十一日……未曾有の大風水害の為収穫は殆んど皆無に帰し、償還金の負担到底望み得べくも非す……」と、利率四分八厘を六厘下げてもらい、二六ヶ年賦償還とした苦勞が述べられている(『新田村耕地整理誌』)。

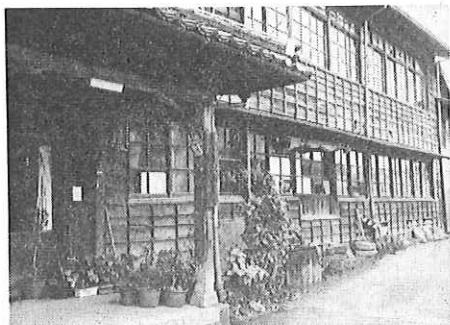
田鶴野東部耕地整理組合も、円山川以西の五荘・田鶴野・三江耕地整理組合の事業と併行して行なわれたが、戦前の耕地整理事業は昭和十、十一年ごろに下火となった。

市内の各農業地域でも、補助金を得て各部落共同で暗渠排水や客土事業を行なったし(畑野豊・村田春巳両氏談)、新川用水路と新田井堰用水路の改修工事だけは続けられていた。しかし、これもセメントや人夫の不足で昭和十八年以降中止となった。

養蚕業  
の消長

大正三年八月、第一次世界大戦の勃発にともなうアメリカ経済の発展と製糸業の隆盛は、それまで不振にあえいでいたわが国の養蚕農家及び蚕糸業者に繁栄をもたらす契機となった。ウナ

から生み出されたものである。また事業費の多くは借入金でまかなわれたが、この借入総額十九万七六〇〇円、事業に対する国・県の補助金は開墾補助や災害復旧補助として七〇〇〇円ばかりの交付をうけた。新田村の耕地整理は、昭和の大不況期に行なわれた事業であった。「時恰も経済界不振の為、甚だしく金融の円滑を缺きたるのみならず、農家の主産物



写210 京町の神武山麓に残る城崎郡養蚕同業組合跡



写211 大正期の斎藤製糸工場  
(斎藤平乃氏提供)

ギのほりに上昇した繭価は大正八年で一貫目(約三・八<sup>グラム</sup>)当たり平均十三円に達し、大正三年の五円とくらべて実に二・三倍の高値となっていた。養父郡や旧気多郡域に次いで養蚕の盛んな豊岡市域の養蚕農家にも、活気がよみがえった。

この繭景気は同九年・十年・十三年及び昭和二年の下落期に会うが、それでも昭和四年十月の世界恐慌に入るまでの十五年間は、養蚕業・製糸業は画期的な発展をとげたといえる。

この時期、大正四年には市内の郡役所に隣接して城崎郡養蚕同業組合が設立され、そこでは蚕種の製造や見本桑園も設けられて指導に当たるようにになった。同組合の建物内には城崎郡蚕業取締所豊岡支所もあった。

また、町村養蚕技術員の設置も奨励されて、大正九年には城崎郡内六ヶ町村に設置されていたが、大正十五年には県技手が給与の半額を地元町村負担で各町村に配置されるようになった。

当時の養蚕は県の指導もあって、稚蚕は各集落または地域の養蚕組合で共同飼育し、二齡（ねむりの回数という）に達して各家の養蚕場にもち帰り、そこにしつらえた数段の蚕棚で飼育された。蚕室には練炭コンロが入れられて、いわゆる温暖育された。各農家とも春蚕の方が多く飼われたが、この時期は田圃の耕起・田こなし（牛が耕起した土をくたくこと）や田植期と重なって、桑こぎ・桑やり・尻がえなどの作業を行なわねばならず、養蚕農家にとって老若男女あげて不眠不休の重労働に耐えて来たのであった。

昭和四年十一月、全世界的金融恐慌がおき、その翌五年と次の六年の二ヶ年間は、農産物・工業製品を問わず不況のどん底にあえぐが、その最も手ひどい値下がりをうけたのが繭と生糸であった。

以後、昭和八年には繭値はもちなおしたものの、翌九年には急落し、十二年七月に日中戦争勃発とともに生糸の輸出は激減し、昭和十六年十二月の太平洋戦争以後は、わずかに中国や東南アジアなどへ輸出するだけで、軍需品を中心とする国内需要に依存することとなる。

しかも、十六年三月に公布された『蚕糸業統制法』以来、繭価は低水準に押さえられ、一方では政府の防止策にもかかわらず桑園は食糧増産のために刈りとられ、労力不足とあいまって養蚕は、十九年以後最も衰退の時期に入る。

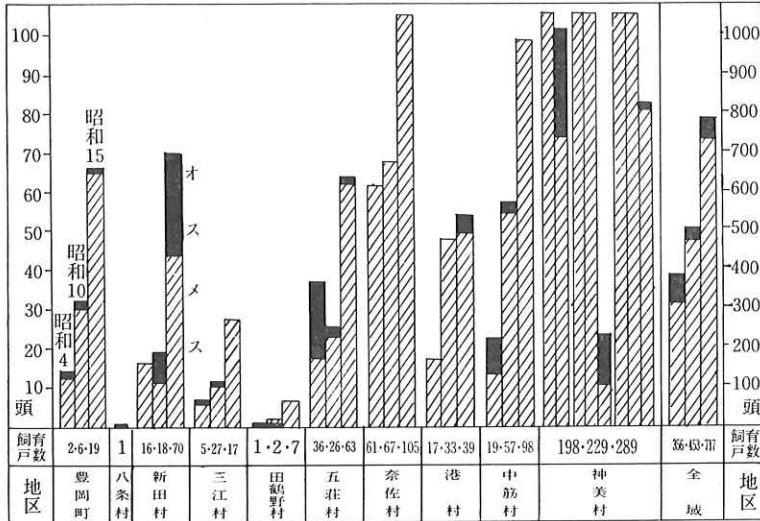
**和牛飼育** 大正・昭和初期において城崎郡内の和牛飼育頭数は漸減しており、明治三十三年に対し大正十年は四割も減少している。

この時期には兵庫県全体では漸増しており、但馬地方でも産牛の本場である美方郡をはじめ養父郡・朝来郡においては増加する。なぜ城崎郡だけが減少したのか。



表145 市域内の牛飼育頭数・戸数の変遷(昭和前期)

注 1. 神美村は出石町への合併区域を含む。  
2. 八条村は昭和8年に豊岡町と合併。



これを昭和五年について町村別に飼育戸数と頭数を見ると、郡内でも旧美含郡域と旧気多郡域では飼育戸数・頭数とも少ないとはいえず、ことに「よしづる」系の佐津谷・竹野谷における飼育密度は甚だ高いといえる。結局、少ないのは豊岡盆地及びその下流域といえることができる。

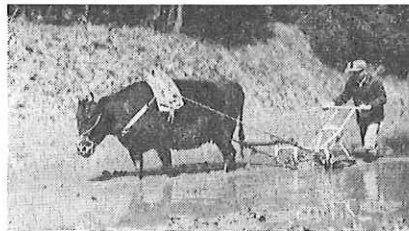
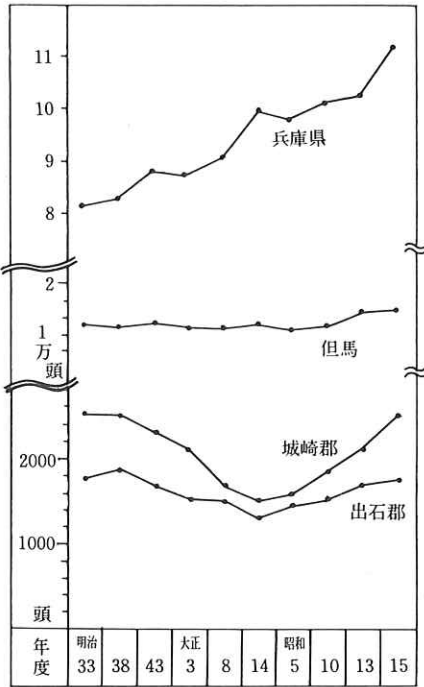
豊岡盆地で特に牛の飼育が減退した理由には次の二つがあげられよう。

① 豊岡盆地の耕土は重粘土のため牡牛でなければ耕犁作業はできなかったこと、

② 米づくりと、養蚕に集中した方が、労力的にも経済的にも採算が合ったこと。

そこで、近世からの慣行として行なわれていたのが牛小作(牛の賃借)である。牛耕時期の春先きに農家が一戸または二、三戸が組んで、主として養父郡内の養牛農家から牡牛(砂壤土地帯では牝牛)を借りて耕犁(田すき)が終わると牛主に

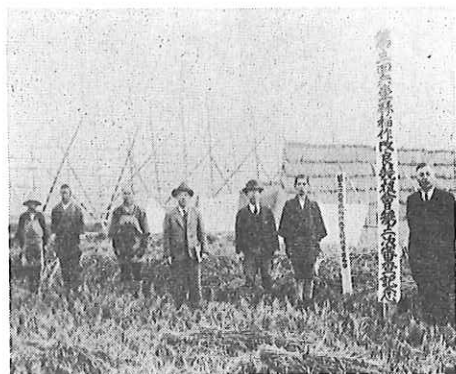
表146 兵庫県・但馬の牛飼育頭数の変遷  
(明治後期～昭和前期)



写212 今も残る牛による田かき作業 (村岡町川合)  
(美方郡畜産農協連・松村義男氏提供)

返すという豊岡盆地独特の慣行である。借りる牛は「鞍下牛」と呼ばれていた。鞍下期間は四月中旬から夏至(六月二十二日)までを普通とした。鞍下料は牡牛の場合一〇円前後、牝牛は無料で糠を背負わせて返したという。

昭和不況期を過ぎて八年ころから豊岡市内でも和牛飼育が盛んになり頭数が増え始める。その理由として、一つには農村経済更正運動の一環として兵庫県は貸与牛制度を充実させて増殖を計ったこと、次には繭価の低迷とは対照的に仔牛の価格が上昇し始めたこと、そして円山川改修と併行して豊岡盆地一帯で耕地整理が進み、湿田は乾田化し、耕犁も行ないやすくなったこと、などが挙げられよう。



写213 第三回兵庫県稲作改良競技会  
第二次審査

このころ牛の繁殖に大きな支障となっていたのは、原因不明の不受胎や流産の集団発生という問題であった。昭和九年八月養父郡広谷町内で、これがトリコモナスという寄生虫によるものであることが判明し、その予防策がとられるようになり、やがて人工授精も行なわれるようになった。このため優良種牡牛との交配が進むようになり、豊岡市域でも但馬牛の名声を次第に高めて行った。

農会と 明治三十二年六月、『農会法』が制定され、兵庫県の奨励の下に各町村に農会が設立された。  
農業会 明治三十四年二月六日の城崎郡農会の設立には新田村農会他十七ヶ村の農会長が関与した。

市域では新田・三江・田鶴野・五荘・奈佐・港の各村の農会長である。その後、翌三十五年までの間に八条村・中筋村など六ヶ村が、大正十一年に至って城崎町が加入した（『城崎郡農会三十年誌』）。豊岡町には、八条村と合併するまでは農会はなかった。

奈佐村農会では三十四年の設立に当たり「農業ノ改善奨励指導及ビ農業者ノ代表機関トシテ農村の振興、農民ノ福利増進ノタメニ」事業を行なう（『奈佐誌』）としているが、この農会の明治三十四年の予算は一五四円八〇銭、その事業の主なもの種牡牛費一〇二元五〇銭であったところをみても、当初の事業内容の貧弱さが推察される。しかも、各村農会でも村役場内に事務所を設け、農会長は田鶴野村を除き、村長兼務という状態であった。



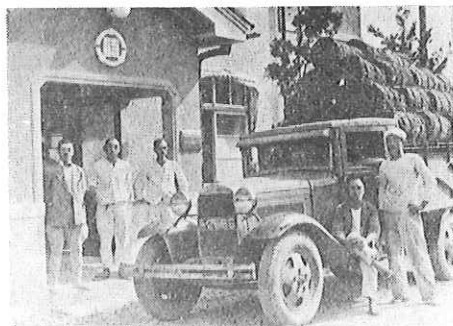
写214 平尾會社諸帳簿

この農会は農民のだけれもが加入できることになってきたが、実際には小作農など加入しなかったところもあるようで、運用は地主層が主導した。それでも、奈佐村農会では①共同苗代・誘蛾灯設置（明治三十六年以後中断）・種子塩水撰・螟虫駆除等稲作奨励、②種牡牛設置による畜産奨励、③大正十二年養蚕技手を雇備して養蚕・桑園改良、④堆肥舎・暗渠排水などに補助金交付、⑤昭和二年、農業技手を雇備（半額県費）、⑥昭和初期の不況期には稚蚕共同飼育・共同苗代・共同作業の奨励など、次第に事業内容を充実させている。

城崎郡農会は郡役所内に設けられ、大正六年までは会長は郡長が兼務し、以後は田中彦右衛門・赤木一雄・大江仁兵衛・今井正長らが相ついでつとめることになる。このほか役員には、副会長一人・理事七人（明治三十九年二月まで）・評議員七人（明治三十九年二月以降）が置かれた。事務内容は米麦・養蚕・畜牛・果樹栽培などの指導奨励など多岐にわたる。このため農業技術員一名・季節養蚕教師若干名及び書記一、二名が置かれていた。事業費など諸費用は県補助金のほか大部分は各町村農会からの会費によって賄われていた。

この郡農会・村農会は地主主導型であったとはいえ明治・大正・昭和前期の起伏の多かった農村で、その利益代表として、かつは農業の技術改良奨励事業を通じて裨益するところが多かった。

『農会法』公布の翌年、明治三十三年には『産業組合法』が公布された。しかし、実際に組合設立が進みは



写215 奈佐信用購買販売利用組合（昭和10年）

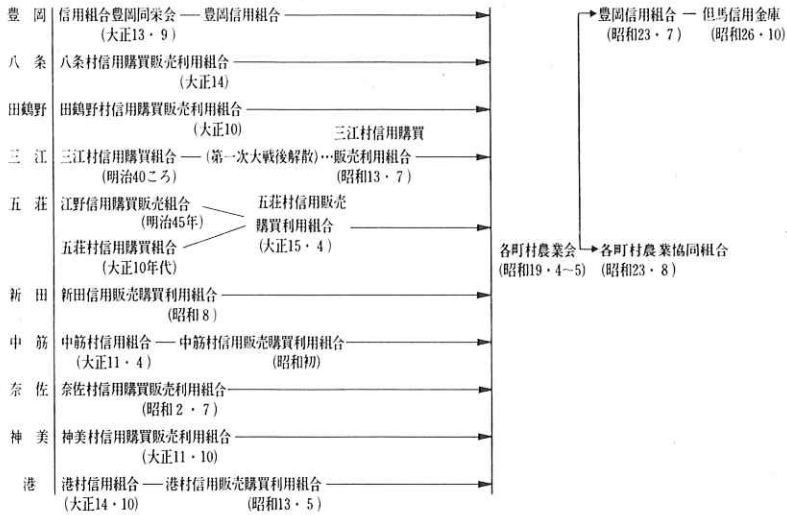
じめるのは三十七、八年の日露戦争後であり、特に但馬地方は普及が遅れた。

豊岡市域では三江村に明治四十年ごろ三江村信用購買組合が設立されていたが、第一次世界大戦後解散していた（『豊岡市農協合併十周年記念誌』）。五荘村には明治四十五年に江野に信用購買販売組合が、同じころ上陰でも同名の組合があった（『五荘村誌』ほか）。港村にも明治四十年代に畑上・田結・小島に、それぞれ信用購買組合が設立されていた（『港農協三十周年記念誌』）。神美村でも明治末から大正初期にかけて奥野と市場に信用組合が設置されており、森尾では明治四十年に本平尾組員によって以産会が結成され、昭和十五年まで存続し、主として肥料を共同購入していた。三宅には、平尾学治郎（在脩）を中心に三宅維持資産会も生まれていた。

このような各集落単位の組合が、豊岡市域における胎動期の産業組合としての役割りを果たし、大正十年ごろからは各村単位の産業組合が誕生していった。その設置の背景には、第一次世界大戦後の農村の不況を脱却するためにも、また米・繭などの農産物を対象とした商人による投機的商法に対抗するためにも、小農も含む農民自らの産業組合設立の必要を強く感じさせていたこと、その上に県や郡長らによる熱心な勧奨があったことが挙げられる。

なお、港村組合の設立は、震災復興のため港村が起債した低利資金を村民に転貸するための窓口が必要であったことが直接の要因であった（『港農協三十周年記念誌』）。

表147 産業組合の系譜



昭和二年に生じた金融恐慌前後の豊岡周辺部の多くの金融機関の不振や閉鎖は、農村の信用組合設立を勢いづけた。同四年秋以降の世界恐慌は、農村を不況のどん底に落としたが、同七年に開かれた「救農国会」以後、時局匡救事業、続いて農山漁村経済更正運動が進められる中で各町村産業組合は農村における経済活動の中心に据えられ、その基盤は強化された。

昭和六年九月には満州事変が発生、十二年七月にはこれが日中戦争に拡大していくが、この事変下のインフレ景気で農村経済も一時的に好転し産業組合への預金増・貸付金の減退となり、この余裕金が国債消化などにあてられた。

この間に、各産業組合の信用部門は拡充した。長びく戦争の中で昭和十五年十月、農林省は『米穀管理規則』を公布、米は管理米と称して強制買上げされるようになるが、太平洋戦争突入後の十七年からは公権力発動も可能な供出制度となった。

この強制買上げや供出の割当ては町村役場で、集荷は産業組合が一手に引受けることになった。この集荷促進のため昭和十七年十月には豊岡信用組合及び五荘・新田・三江・田鶴野・奈佐・神美の各組合立の共同倉庫が、豊岡駅に近い永楽（現泉町四一八）に建てられた。遅れて十八年七月には城崎町駅前、城崎・内川・港三ヶ町村産業組合の農業倉庫が建てられた。このように昭和十六年十二月の太平洋戦争突入前後から各産業組合は急速に官僚統制下に置かれることになり、肥料や農業用資材も配給物資として組合が扱うことになる。

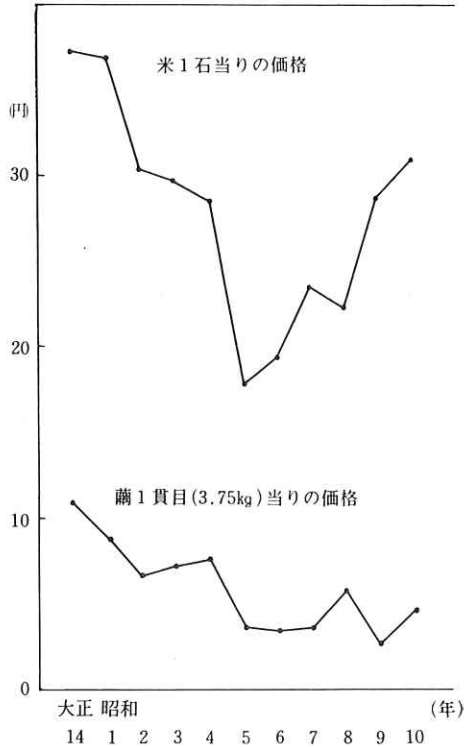
昭和十八年三月、国会で『農業団体法』が制定され、翌年四月中には各町村の農業関係諸団体は農業会として一元化され、戦時農業統制の一翼をになうことになった。

農業会に統合された団体は各町村ごとに農会・産業組合の他、養蚕実行組合・畜産組合・森林組合・木炭組合などである。

農業会長は兵庫県からの任命であった。かくして農業会は“農村新協同体制”の下に官僚化され、国債割当て、米麦その他農林産物の供出と農業必需物資の配給業務など、国策機関として行政の一面を担当しつつ昭和二十年八月十五日の終戦の日を迎えることになる。

戦後、昭和二十年十二月に『農業団体法』が改正されて農業会は民主・平和国家に適應するよう行政の監督が縮小され、役員の合議制による運営など衣更えが行なわれた。二十年の米作は、労力・肥料とも不足し、その上、台風による被害で甚しく不作だった。それだけに国内の食糧事情は窮迫し、食糧供出は緊急課題であった。ヤミ米が出廻り、一時的にせよ農村景気が出現する中で農業会は町村役場と連繫しつつ、警察力まで借りて供出食糧の集荷に当たった。進行するインフレ下に預貯金の封鎖・新円切換えの事務も進め、二十三年八月

表148 昭和不況期の米と繭の単位当たり価格変化（兵庫県平均）



禁をしたことによって産業界は大恐慌におちいり、農村でも米・繭を始め農産物価格は暴落し、さらに都市からの失業者も帰農し、農村は疲弊の極に達した。

前年石当たり二八円六〇銭の玄米価格が、五年では十七円八八銭と四割近くも下落し、大正十四年の三七円二一銭とくらべれば実に半値以下となり、繭においても、前年平均七円四六銭が五年には三元七二銭と半値に下落している。豊岡市域でも昭和五年以降は出稼ぎの仕事もなく、前年平均七円四六銭が五年には三元七二銭と半値に落ちて米・繭づくりの農業一本の暮らしがうかがえる。しかも、農家は窮迫すればするほど家族労働を一層強化して、所得の減少をカバーしようとした。娘の身売りは東北のみならず、これに近い状態は市域でもあった

十四日を法定解散日として各町村農業会は解散し、資産のすべては新発足する農業協同組合に引きつがれて行くのである。

農村不況と経 昭和二年の  
済更生運動 金融大恐慌

のあと、同四年十月には世界恐慌が起こり、その上同五年一月にはわが国が金解



という。昭和八年一月からは、各小学校とも栄養不良児童を対象に学校給食が行なわれるようになった。

政府は、五年八月に閣議で農漁村救済に七〇〇万円の融資を決めるが、それが農村に廻ってくるのは翌年二月ころである。

五荘村は、六年二月十六日の村会で村債（失業救済農山漁村臨時対策資金借入）九二五〇円を起こして、耕地拡張・山林開発・畜産場施設などに向けて農家への貸付けを行なう予算を決めているし、港村でも同年三月三十一日の村会で『失業救済臨時対策低利資金貸付規定』が設けられて、同じように農家への融資が行なわれていることが分かる。

それどころか、同年二月二十六日の港村会では「寄附採納の件」が可決されている。これは、港東小学校十一年・港西小学校十二名の教員が俸給一〇〇分の五を毎月給料日に寄付納入するという「申出」を「許可」するといふものであった。各地で行なわれた学校教員に対する強制寄付の姿をここに見るのである。

七年になって五・一五事件（青年将校らがクーデターを起こし犬養首相らを射殺）のあと八月二十二日に政府は、ようやく「救農国会」といわれる臨時国会を開いて、農村救済をめざす公共土木事業費を中心とする予算を決める。昭和七年から九年までの間に農村振興のために支出した金額は八億六〇〇〇万円余であった。

市内の各村とも、この資金を導入して事業を進めるが、五荘村では、八年一月に政府資金一六〇〇円・同年九月には五七〇〇円を借入れして、しきりに道路改修を始め、治山・治水などの村内の土木事業に投資した。この「時局匡救事業」は、「自力更正運動」と称する精神運動と併行して、各村で行なわれたが、軍事費増大のため三ヶ年で打ち切られる。次いで政府が進めた政策は農村経済更正運動であった。



写216 経済更生計畫書

農林省は、昭和七年十月に『農山漁村経済更生計画助成規則』を公布し、県に対して助成金を交付することになった。県は、七年十二月以降十三年までに二・三七町村を指定して更正計画を進めた。

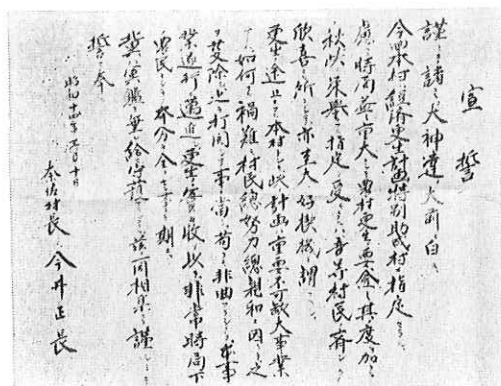
このとき、市内の村では、奈佐村と中筋村の二ヶ村が県の経済更正指定村となった。中筋村の詳細は不詳であるが、奈佐村は八年度中に指定をうけ、翌年九月三日には経済更正村民大会を奈佐小学校で開いて経済更正五ヶ年計画をたて、県補助を得て実行に着手しようとした。

経済更正計畫書にうたわれた七大項目は、①負債整理、②農業生産改良増殖と統制、③生産物の販売統制、④生活改善、⑤産業組合の拡充発達、⑥社会教化、⑦村民の融和・各種団体の連絡統制であ

った。

この事業は、経済活動事業であるとともに、精神運動でもあって、わが国のファシズム＝国家主義・国粋主義に結びついて行くことになるのである。

奈佐村は、村をあげてこの事業に取り組んだ。村役場に更生委員会をおき、その下に総務・調査・農業・産業・社会教育・生活改善の六部をおき、役場・農会・産業組合・小学校・在郷軍人会・婦人会・青年団、それに養蚕実行組合・有畜農業組合・木炭組合など、村のすべての組織をあげて、この事業に取り組んだ。しかし、



写217 経済更生計画特別助成村に指定された奈佐村の宣誓書（昭和14年）

その年九月に室戸台風による大風水害をうけて、この計画は災害復旧と併行して推進された。十年六月には、奈佐村は山崎農林大臣を迎えて村民大会を開き、大臣へは災害復旧への政府援助を請願するとともに、経済更  
正に向けて努力することを誓った。

昭和二年七月、村役場の一角に設立されてから日も浅い奈佐信用購買販売利用組合は、村の経済更正運動の中心に据えられて確固たる基盤を築くことになる。また、勤儉節約・生活改善などの精神運動面では小学校長以下、教員の占めた社会教育的地位も大きかった。市域の農村も、昭和十年ごろには、戦時景気で経済更正運

動の実も上がった。一戸平均二四一円四九銭という負債も、戦時インフレで大いに解消した（表149）。

昭和十二年七月、日中戦争が始まり、国民精神総動員の運動が展開され、思想統制が強化される一方、食糧や生糸の増産や健兵を送り出すことが緊要事項となり、このため村の「経済更正」運動はさらに強化する必要にせまられた。

奈佐村は昭和十四年に再び「経済更正計画特別助成村」の指定をうけて、三ヶ年計画・予算五万六〇〇〇円で農事共同作業・託児所・農林道の開発・暗渠排水事業などを進めていった。

田鶴野村は少しおくられて、十六年から五ヶ年計画で経済更正事業に取組んだ。ここでも、統制・生産・経済・教化・肥料資材配



写218 農産物価格の低落と農家の惨状を伝える新聞記事 (昭和6年5月)『兵庫県百年史』より

表149 奈佐村民貯金高及負債高調べ

昭和10年9月

貯 金 高		負 債 高	
銀 行	9 千円	銀行、無尽 会社	100 千円
産 業 組 合	57	産 業 組 合	74
郵 便 貯 金	5	頼 母 子 講	18
		個 人	80
		其 の 他	8
計	71	計	280

注 1. 当時農家数360の内、借金を有するもの全戸  
2. 当時の産米価格1石当たり28円

『奈佐誌』より

給の四部を設け、村役場・農会・農協・小学校が一体となって各集落に浸透していきこうとしたことは奈佐村と同様である。

三江村も、同じ時期に指定をうけたが、太平洋戦争の後半に至って、この事業は打ち切られたのではなからうか。田鶴野・三江両村が合併した豊岡市の昭和十八年度予算・決算には、この事業費が見えない。